

## 令和 8 年度 大阪市一般廃棄物処理実施計画

市民の衛生的で快適な生活環境を保持するため「廃棄物の適正処理」を推進するとともに、限りある天然資源の有効利用や地球環境の保全に寄与しうる「持続可能な循環型社会」の形成をめざし、市民・事業者とともに積極的なごみ減量・リサイクルの取組を推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）に基づき本計画を定める。

## 第 1 ごみ等

## 1 計画地域

大阪市全域

## 2 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 3 計画処理量

## (1) ごみ

(単位：t/年)

種別	計画処理量
家庭系ごみ（主として家庭から排出されるごみ）	345,805
事業系ごみ（主として事業活動に伴って排出されるごみ）	588,593
環境系ごみ（環境美化清掃により収集されるごみ）	4,246
総量	938,644

※ 事業者等自らによる処理量は除く。

## (2) 犬・猫等の死体

(単位：t/年)

種別	計画処理量
家庭で飼われていたペットの死体 及び道路上のへい死動物	36

## 4 処理主体

## (1) ごみ

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	市（直営・委託）	市（委託）・ 環境施設組合	環境施設組合
事業系ごみ	市長が許可した業者・ 排出者自ら		
環境系ごみ	市（直営・委託）		

※ 排出者の意向により、市（直営）が事業活動に伴って排出されるごみを、また、法第 7 条の規定により市長が許可した一般廃棄物収集運搬業許可業者（以下「許可業者」という。）が家庭から排出されるごみを収集運搬することがある。

※ 事業者等自らによる処理を除く。

※ 環境施設組合とは、大阪広域環境施設組合を表す。以下同じ。

(2) 犬・猫等の死体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
家庭で飼われていたペットの死体 及び道路上のへい死動物	市（直営）	市（委託）	市（委託）

※ 実験動物の死体等については、許可業者〔動物（実験動物及び犬等）の死体及び糞・マットに限定〕が収集運搬し、民間処理施設において処理する。

5 ごみの減量計画

(1) 消費生活と経済活動における2Rの推進

ア 情報発信による意識の醸成と環境教育・普及啓発による行動の促進

(ア) 情報発信

- ・大阪市のごみ処理の現状と課題、ごみ減量等の取組の必要性やメリット、取組の成果などについて、データなどの分析に基づく分かりやすい情報発信に努める。
- ・多様なツール（SNS や動画、デジタルサイネージ等）を活用し効果的に情報発信するとともに、ホームページによる情報提供の充実に努める。
- ・パンフレットやごみ収集車両広報板など、各種広報媒体を活用した情報発信に努める
- ・普段の生活の場を通じて、持続可能な循環型の未来社会をめざす取組を「Push for Eco!（大阪エコ推し）」運動として情報発信や働きかけを行う。

(イ) 環境教育

- ・小中学校等に配付する大阪市独自の副読本「おおさか環境科」において、ごみの減量などについて取り扱うとともに、本市職員が出前授業（体験学習）を実施するなど、学校等における環境教育への取組を支援し、ごみの減量・リサイクル、環境についての意識啓発に努める。
- ・身近な地域での環境学習講座の開催、環境NPO/NGOや各種団体等が実施する環境学習事業への支援に取り組む。

(ウ) 普及啓発

A 市民への普及啓発

- (A) 地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う、「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」（以下「ごみゼロリーダー」という。）や地域と連携することで、ごみの排出実状や課題を把握するとともに、分別排出率の向上等に必要な行動変容につながるような具体的で分かりやすい普及啓発の充実・強化に取り組む。
- ・分別収集対象品目のうち、分別排出率が低い「プラスチック資源」や「その他紙類」を中心に、普通ごみに排出されている要因を確認し、分け方・出し方のきめ細やかな周知や分別排出の必要性を訴求する。
  - ・食品ロス削減の重要性を周知するとともに、必要な行動について働きかけを行う。
  - ・コミュニティ回収活動の活性化に向けた働きかけを行う。
  - ・各区においてガレージセールを企画・運営するとともに、開催地域の拡大を図り、市民のリユース行動を促進する。
  - ・研修会の開催やごみゼロリーダーニュースの発行などにより、ごみゼロリーダー

のスキルアップを図る。

- (B) 環境事業センターに普及啓発の強化に取り組みます。
  - ・使用期間の限られるマタニティウェア・ベビー服・子ども服・絵本（以下「マタニティウェア等」という。）の回収及び展示・提供を行い、市民のリユース行動を促進する。
  - ・環境事業センター・区役所等の公共施設内に「ごみ減量・3R 啓発相談コーナー」を設置し、ごみに関する相談、マタニティウェア等の展示・提供、フードドライブの実施等の啓発を行う。
  - ・分別排出に対する意識の向上と分別ルールを徹底するための啓発・指導など、市民や地域の状況に即したごみ減量の働きかけ等を行う。
- (C) ごみ減量について考え、実践につなげるための講演会や教室等を開催する。
- (D) 10 月を「ごみ減量強化月間」に設定するほか、区民まつり等地域における各種イベントの場を通じて、広く市民に3R+Renewable<sup>※</sup>への理解と協力を求める普及啓発を行う。
- (E) ごみ減量・リサイクルの取組を、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」と連携して啓発することで、行動変容やライフスタイル転換を促進する。
- (F) 「大阪市におけるプラスチックに係る資源循環の促進等及び食品ロスの削減に関する協定」に基づき小売事業者等と連携して消費生活の場を通じた啓発を行う。
- (G) 衣服の生産から着用、廃棄に至るまで将来にわたる環境負荷を考慮したサステナブル(持続可能)なファッションへの取組(サステナブルファッション)が広がっていることから、ライフスタイルに密着した衣服について、リユースやリペアなど、ファッションロス削減に向けて市民が取り組める対策の啓発を行う。

## B 事業者への普及啓発

- ・ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、事業者の従業員にも分かりやすい資料等による情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努める。
- ・業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき、業種ごとの具体的なごみ減量の効果的な取組方法について普及啓発を実施します。特に資源化可能な紙類やプラスチックの混入率が高い業種を優先的に個別訪問の手法による啓発を実施する。
- ・事業者から提出された減量計画書や排出事業者の取組状況を個々に分析し、ごみの減量や適正区分・適正処理につながる取組を積極的に提案するなど、プッシュ型による排出事業者へのごみ減量に向けたサポートを行う。
- ・製造・流通・販売といった各段階での自主的なごみ減量・リサイクルと、環境に配慮した製品の生産・販売の促進などについて、事業者団体等への働きかけを行う。
- ・外国人住民及びインバウンドの急増に伴い増加する外国人事業者に対して、廃棄物の適正区分・適正処理を促すため、多言語版啓発ツールを活用して周知啓発を実施する。
- ・インバウンドを含む多くの来阪者が見込まれる大規模な集客施設や宿泊施設に対して、ごみの発生抑制の取組を促すとともに、利用客に対する効果的な啓発を実施する。

## イ プラスチック資源循環アクションプラン（リデュース・リユース）

### (7) 市民・事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減の呼びかけ

大阪市では、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、エコバッグ携帯を呼び掛ける「大阪エコバッグ運動」など、市民・事業者と連携しながらレジ袋の削減に取り組んできました。その成果を活かし、エコバッグやマイボトルの携帯や詰め替え商品や代替品の選択など使い捨てプラスチック全般の削減や資源循環促進の取組を「Push for Eco!（大阪エコ推し）」運動（再掲）として発展・拡大のうえ実施していく。

### (4) 給水スポットの整備をはじめとするマイボトル使用の促進

- ・ 使い捨てプラスチック容器の使用削減を進めるため、大阪府や府下市町村、マイボトルメーカー、給水機メーカーなどとともに、「おおさかマイボトルパートナーズ」に参画し、マイボトルの利用啓発や給水スポットの普及に取り組む。
- ・ 観光スポットに給水スポット（ウォーターディスペンサー）を設置し、市民の皆さんだけでなく、来阪する国内外の観光客に水道水を提供することで、マイボトルの普及を推進し、ペットボトルなどの使い捨てプラスチック製品の削減、プラスチックごみの発生抑制につなげる。
- ・ 関西広域連合が作成する「マイボトルスポット MAP」を活用するなど、外出先でもマイボトルを利用できる店舗を検索できるようにし、カフェ等でのマイボトルの利用を促進し、使い捨て容器の削減に努めます。さらに、「マイボトルスポット MAP」に登録するサービス店舗を増やしてマイボトルの利用を促進する。

### (7) 使い捨てのプラスチック製容器包装や製品の使用削減

- ・ リユース食器の活用をはじめとしたイベントでのごみ減量の取組について、その意義や具体的事例について普及啓発する。
- ・ 一部の企業では使い捨てのプラスチックストローやマドラーの廃止、紙製やバイオマスプラスチック製ストローの導入などの取組が行われています。使い捨てプラスチック容器包装や製品の不必要な使用・廃棄の抑制と、詰め替え製品や代替品等の使用を促進し、環境への配慮を普及啓発する。
- ・ 海洋環境や生態系に影響を及ぼす海洋プラスチックごみを削減するため、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画と連携し、プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減を促進する。

## ウ 食品ロスの削減

### (7) 「食」を大切にする意識の醸成

#### (A) 食品ロスに関する情報発信の充実

- ・ 食品ロスの現状についてデータに基づく分かりやすい広報・啓発を実施し、食品ロス削減に関する意識の向上に努める。
- ・ SNS等を活用し、食品ロス削減に向けて積極的な情報発信を実施します。
- ・ 「食ロス削減推進法」に基づく食品ロス削減月間（10月）に合わせた集中的な情報発信を実施する。
- ・ 各種環境イベントのほか、区民まつりや食育イベント、消費者フェアなど各種イベントの場を活用し、食品ロス削減の啓発を実施する。

- ・市民団体・事業者等と連携し、「てまえどり」などの購買行動が食品ロス削減につながることを消費者（市民等）に周知するとともに、事業者等の取組の横展開にもつなげる。

(B) 環境教育・学習の推進

- ・小学校の家庭科、中学校の技術・家庭（家庭分野）において、消費生活・環境の題材で、持続可能な社会の構築に向け食ロス問題等を取り扱う。
- ・小中学校等に配付する副読本「おおさか環境科」において食品ロス問題を取り扱い、学校における環境教育を支援する。
- ・食品ロス削減をテーマとする出前講座や講演会等を実施する。
- ・各種食育事業やエシカル\*消費等の消費者教育において、食品ロスに関する意識の向上を図る。

(イ) 市民の食品ロス削減行動の実践の促進

(A) 家庭で実践できる具体的な食品ロス削減行動の呼びかけ

- ・食材の「使いきり」・料理の「食べきり」のため、定期的な在庫チェック（毎月30日と10日にチェックする30・10（さんまるいちまる）運動（家庭版））による消費期限等表示の確認や食材の適量購入、適量調理、料理の冷蔵・冷凍保存を呼びかける。あわせて、ごみ排出時の「水きり」についても啓発する。
- ・賞味期限・消費期限の正しい理解を促進する。
- ・家庭用廃食用油のリサイクルを検討する。

(B) 調理等の工夫で食品ロスを減らす料理教室の開催

計画的な食材購入や保管・調理方法の工夫などを実践する「調理等の工夫で食品ロスを減らす料理教室」の開催を、地域や食育等関連行政機関とも連携しながら広める。

(C) 食材を使いきるレシピの普及拡大

- ・食品ロス削減レシピ（動画等）をホームページに掲載し、実践を呼びかける。
- ・食材と栄養をムダにしない「エコレシピ」（大阪市食生活改善推進員協議会と協働で作成）をホームページに掲載し、実践を呼びかける。

(D) ローリングストックの普及促進

- ・災害に備えて、普段から食品を少し多めに買い置きし、賞味期限を考慮して古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つ「ローリングストック」を普及促進する。
- ・備蓄食材をおいしく消費できるような調理（ローリングストッククッキング）の普及啓発により、災害への備えと食品ロス削減の啓発を図る。

(E) フードドライブの推進

家庭で余っている食品を持ち寄り、社会福祉協議会等を通じて食の支援を必要とする団体等に譲渡する「フードドライブ」活動が、市民にとって身近な取組となるよう、事業者・NPO等と連携して拡大を図り、食品ロスの削減を通じて生活困窮者への支援にもつなげる。

(ウ) 事業者への食品ロス削減に向けた働き掛け

(A) 特定建築物（大規模事業所）に対する排出指導の強化

- ・特定建築物における食品関連事業者や食品廃棄物を多量に排出する大規模事業所に対し、食品ロス削減の啓発指導を実施する。
  - ・「特定建築物廃棄物管理責任者講習」において、食品ロス削減に向けた啓発や情報提供を実施する。
- (B) 中小規模事業所への排出指導の推進
- 生ごみの組成割合が多い業種の事業者に対し、食品ロス削減に向けた啓発指導を実施する。
- (C) 給食施設への啓発指導の実施
- 社会福祉施設等への指導監査における残食調査の確認等により、食品ロス削減にかかる意識の醸成に努める。
- (D) 飲食店等における食べ残しの削減に向けた取組の推進
- ・飲食店等における「食べきり」の促進策として「大阪市食べ残しゼロ推進店舗」の登録拡大を図るとともに、市民・来阪者への認知度を高めていく。
  - ・飲食店等で食べ残しの「持ち帰り」を促進するため、飲食店等に対して「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン」（令和6（2024）年12月消費者庁・厚生労働省作成）を周知するとともに、市民に対しドギーバッグ（持ち帰り容器）等の活用について普及啓発を実施する。
  - ・「多言語版食べ残し持ち帰り希望カード」を飲食店に対して配布し、消費者（市民等）が飲食店に対して、「持ち帰り」を意思表示しやすくするための環境整備を行う。
  - ・会食や宴会のときに発生する食べ残しを減らすための30・10（さんまるいちまる）運動（外食版）を進める。
- (E) 来阪者に対する啓発の推進
- ・インバウンド向けに英語版ポスターやリーフレット、多言語メッセージカードを作成し、飲食店やホテル等と連携し、配布することにより「食べ残し削減」を啓発する。
  - ・今後も増加が予想される来阪者に対する効果的な食品ロス削減施策について、関係機関とも連携して検討する。
- (F) 事業者との食品ロス削減に関する連携の推進
- ・飲食店等と消費者（市民等）をマッチングし、飲食可能な状態にありながら、廃棄されてしまう可能性の高い調理品や食料を提供する「フードシェアリングサービス」の活用を促し、事業所から発生する食品ロス削減を図る。
  - ・関係団体や民間事業者と事業連携協定を締結し、食品ロス削減に関する施策を実施する。
  - ・食品関連事業者などの業界団体等に対し、食品ロス削減に向けた働きかけを行う。また、食品ロス削減の好事例を広報し、取組を広げる。
  - ・民間事業者とフードバンク活動団体等とのマッチングのために必要な情報提供を行う。
- (イ) 行政による率然的取組
- (A) 災害用備蓄食品の有効活用

本市の災害用備蓄食品について、賞味期限を考慮した更新の際、賞味期限前の食品について、地域における防災訓練での活用（参加者への配布により自宅での備蓄を促進）やフードバンク活動への提供等を中心に有効活用を進め、食品ロス削減を図る。

(B) 給食における残食削減の取組

学校給食においては、必要な給食数及び食材量を把握し、適正量の調達に努めるとともに、残食の状況も参考にしつつ、献立の工夫や改善を行い、食品ロスの削減に努める。

(C) 大阪市役所における取組の推進

- ・大阪市による取組を、国際機関等が開催する会議やワークショップ、研修等で発信することにより、各国の食品ロス問題の解決に貢献する。
- ・大阪府は事業者でもあり、「大阪市庁内環境管理計画」に基づき、庁内において環境に配慮した取組を推進する。また、「大阪市環境基本計画推進連絡会」に設置している「ごみ減量推進分科会」を基盤に、「市役所事業系ごみ減量マニュアル」を活用するなどにより、本市職員の食品ロスの意識向上を図る。

エ 市民・事業者・行政の連携による取組の推進

(ア) 市民・事業者・行政の連携による2R（リデュース、リユース）の推進

- ・ホームページ等の広報媒体を活用して、大阪市と連携協定を締結する事業者のサービスの活用を促し、粗大ごみを捨てずに譲る方法への誘導等、市民の皆さんのリユース行動を促進する。
- ・ごみゼロリーダーと連携してガレージセールを開催するほか、環境事業センターによるマタニティウェア等の回収及び展示・提供により、市民の皆さんのリユース行動を促進する。（再掲）
- ・シェアリング やリユースは、資源を社会全体で有効活用し、環境負荷の低減につながるため、レンタル品や中古品の利用について普及啓発を実施する。
- ・繰り返し使えるリターナブルびん入り商品を選択し、適切に販売店に返却することによりリユースが促進されるよう、市民・事業者に普及啓発を実施する。
- ・「大阪市廃棄物減量等推進審議会」並びに「ごみ減量推進組織研究会」の提言により設立された「ごみゼロネット大阪」をはじめ、様々な団体と連携しながら、市民・事業者の皆さんの自主的なごみ減量の取組を促進する。

(イ) 一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置

「一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する要綱」に基づき、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する指導及び確認等を行う。

(ロ) 大阪市役所における3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

大阪府は事業者でもあり、「大阪市庁内環境管理計画」に基づき、庁内において環境に配慮した取組を推進する。

また、「大阪市環境基本計画推進連絡会」に設置している「ごみ減量推進分科会」を基盤に、「市役所事業系ごみ減量マニュアル」を活用し、本市職員の意識向上とより一層のごみ減量を推進するとともに、資源化可能物のリサイクルに取り組む。

(2) 質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルの推進

## ア 市民・事業者・行政の連携による分別・リサイクルの促進

### (ア) リサイクルの促進

- ・市民の自主的な取組である資源集団回収活動の活性化を図るため、古紙回収量に応じた奨励金の支給や当該活動に功績のあった団体の表彰など、活動を支援し古紙等のリサイクルを促進する。
- ・また、地域と連携したリサイクルの取組であるコミュニティ回収（大阪市が実施している古紙・衣類収集を、地域コミュニティが主体となり行うもの）について、収集を担う再生資源事業者を支援することにより、取組の安定化を図る。
- ・ごみ収集・処理時の火災事故を防止するとともに、資源の有効利用を推進するため、環境事業センターにおいて、リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池・モバイルバッテリー等（以下「リチウムイオン電池等」という。）の受付による拠点回収を実施するとともに、電話等申込による訪問回収を実施する。
- ・拠点回収品目について、市民の利便性を高め、一層のリサイクルを推進するため、回収拠点の拡充に努める。
- ・使用済小型家電については、拠点回収を行うとともに、国の認定事業者と協定を締結し、市民の自宅からの宅配便による回収を実施する。また、使用済小型家電の再資源化にあたり、解体・分別の処理工程で障がい者の雇用・就労機会を創出するため、福祉施策と連携する。
- ・家庭で使用済みとなったパソコンは、使用済小型家電として拠点回収を行うとともに、拠点回収の対象（15 cm×30 cm以下のものに限る。）とならないものは、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の趣旨に則り、メーカー等に引渡すよう、普及啓発を行う。
- ・民間事業者等が自主的に実施する資源の回収活動と連携し、一層のリサイクルを推進する。
- ・廃棄物や不用品に手を加えて元の製品よりも付加価値の高いものを作り出す「アップサイクル」について、普及啓発することで、リユース・リサイクルを促進する。

### (イ) 分別排出の徹底

- ・ごみゼロリーダーや地域と連携した普及啓発や、環境事業センターによる普及啓発の充実・強化等により、資源ごみ、プラスチック資源、古紙・衣類の分別排出を促進する。
- ・分別排出率が低い「プラスチック資源」や「その他の紙」を中心とした分別収集対象品目について、普通ごみに排出されている要因を確認し、分け方・出し方のきめ細やかな周知や分別排出の必要性を訴求する。（再掲）
- ・分別収集した資源を何にリサイクルするのか、どのような流れで資源が循環していくのかを市民に示していくこと（見える化）で、分別意識の向上を図り、分別排出行動を促進する。
- ・家庭系ごみ収集における分別排出を徹底するため、分別排出ルールを守っていないごみ袋は収集せず、残置したうえで適正な分別排出を求める啓発・指導を行う。
- ・許可業者が収集しているアパート・マンションについても、資源ごみ、プラスチック資源、古紙・衣類の分別排出を徹底するため、アパート・マンションの所有者・管理者に対し分別排出の促進についての普及啓発を図ります。特に排出量が多いアパート・マンションをターゲットに排出調査・排出指導を行う。

- ・また、許可業者に対しても、アパート・マンションの分別収集を確実に行うよう要請するとともに、指導徹底を図る。
- ・大阪市の収集に排出された、または、地域において自主的に活動するコミュニティ回収活動等で排出された古紙・衣類の持ち去り行為等を規制し、違反者に対し指導等を経たうえで、過料を科すなど、持ち去り行為の根絶に向け、厳正に取り組む。

#### イ プラスチック資源循環アクションプラン（リサイクル）

- ・家庭から排出されるペットボトルを、地域コミュニティと参画事業者が連携協働して回収する「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト」に取り組み、分別が徹底された質の高いペットボトルを回収することで、国内における水平リサイクル（ボトル to ボトル）等を促進し、プラスチックの資源循環を推進する。
- ・「プラスチック資源循環法」に基づき、従来から分別収集していた容器包装プラスチックと、従来は普通ごみとして収集し焼却処理していた製品プラスチックを合わせて「プラスチック資源」として一括収集する。
- ・大阪市が国の認定を受けた再商品化計画に基づき、市内事業者等との連携により、効率的に再商品化（マテリアルリサイクル）を実施し、プラスチックの資源循環を推進する。
- ・市民に対し、分別収集の対象となるプラスチック資源の分け方・出し方について、排出の状況に応じた、きめ細やかな普及啓発を実施するとともに、分別の必要性について周知することで、分別排出率の向上を図る。また、リチウムイオン電池等の危険物が混入しないよう、広報を行う。
- ・分別収集した資源を何にリサイクルするのか、どのような流れで資源が循環していくのかを市民の皆さんに示していくこと（見える化）で、分別意識の向上を図り、分別排出行動を促進する。（再掲）

#### ウ 事業系ごみの減量の推進

##### (7) 特定建築物の所有者・管理者に対する減量指導と顕彰の実施

- 特定建築物の所有者・管理者に対し、「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出及び当該建築物から発生する廃棄物を全体的に管理できる「廃棄物管理責任者」の選任を義務付けるとともに、立入検査等による減量指導や廃棄物管理責任者向けの講習を実施し、事業系ごみの削減を図る。
  - ・提出された減量計画書の記載内容や排出事業者の取組状況を個々に分析し、ごみの減量や適正区分につながる取組を積極的に提案し、排出事業者のごみ減量をサポートする。（再掲）
  - ・立入検査の際に、ごみの保管状況（一般廃棄物への産業廃棄物の混入状況、産業廃棄物保管場所の掲示板設置を含む）や分別ボックスの設置・使用状況などを確認し、適切にできていない場合は、その原因や理由を探り、改善策（解決策）を提案するとともに、フォローアップを積極的に実施する。
- 業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき、減量項目に応じて排出指導を強化するとともに、適正区分・適正処理を促し、資源化率の向上を図る。
- 廃棄物の減量推進・適正処理に顕著な功績をあげている特定建築物を対象に「ごみ減量優良標」を贈呈するとともに、優良な取組を一定期間以上継続した特定建築物を対象に表彰（市長表彰・環境局長表彰）を実施する。

(イ) 事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

- ・排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分と、産業廃棄物の適正処理ルートでの処理を求める。
- ・環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、搬入不適物が発見されれば、収集業者に排出状況等の確認、適正処理指導を行い、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。
- ・業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき事業所への立入検査等を実施し、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。特に資源化可能な紙類やプラスチックの混入率が高い業種を優先的に個別訪問の手法による啓発を実施する。(再掲)
- ・民泊事業所に対し廃棄物排出状況を確認し、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。

(ロ) 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

- ・事業所等から排出される紙類の資源化を促進する観点から、環境施設組合と連携して、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止する。資源化可能な紙類とは、新聞(折込広告含む)、段ボール、紙パック、雑誌類、OA紙、シュレッター紙、その他の紙(包装紙、菓子やティッシュの紙箱、メモ用紙、はがき、封筒、紙袋、名刺など)であり、機密書類についても含むものとする。
- ・資源化可能な紙類については、排出者自らが運搬又は「廃棄物処理法」第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬する業者、もしくは排出者の委託を受けた許可業者が収集運搬し、民間資源化施設において資源化するものとする。
- ・環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、資源化可能な紙類が発見されれば、収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。

(エ) リサイクルルートへの誘導

- ・ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、事業者の従業員にも分かりやすい資料等による情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努める。(再掲)
- ・事業者から排出される古紙を無料で回収する「古紙回収協力店制度」を実施し、少量排出事業者におけるリサイクルを促進する。

(オ) 許可業者が収集するアパート・マンションへの指導強化

業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき、許可業者が収集するアパート・マンションに対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行う。

(3) 将来にわたって安心・安全で適正なごみ処理体制の確保

ア 社会課題に対応した適正処理の推進

- ・一人暮らしのおとしよりやおとしよりだけの世帯、障がいのある方が居住されているご家庭で、ごみの持ち出しが困難な方々を対象に、ふれあい収集(ごみの持ち出しサービス)を実施する。また、ふれあい収集の際に、声をかけさせていただき、返事がない、ごみが出されていないという場合、ご希望により、予め登録された連絡先に安否確認していただくよう通報するサービスも行う。

- ・事件・事故等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみの収集輸送業務を行い、事件・事故等の発見時には必要な初動対応を行うなど、業務の中で市民の安全確保に向けた取組（ふれあいあんしんパトロール）を実施する。
- ・ごみ収集車に GPS を搭載し、IoT の活用によって稼働時間や運搬量を日々チェックし、効率的な収集体制を構築する。また、ごみ収集車のドライブレコーダー映像を活用し、安全な収集輸送業務を実施するとともに、道路・街路樹の管理や防災対策等の取組に活用する。
- ・ごみ収集車にエコカー を使用する等、大気環境の改善及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進して焼却するごみを減量し、ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減に努める。
- ・ごみの焼却処理事業においては、焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーの有効活用を推進するとともに、焼却工場の適切な運営・施設管理を行うことにより環境に配慮した処理体制を維持するよう、環境施設組合との緊密な連携に努める。
- ・大規模災害発生時に、環境事業センターが地域における廃棄物処理等のコントロールタワーとしての機能を果たしつつ、より適正かつ迅速に災害廃棄物を運搬・処分できるよう、環境施設組合と連携する。

## イ 清潔で美しいまちづくりの推進

### (ア) まちの美化推進

- ・「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例」に基づき、空き缶等のポイ捨て等を防止するとともに、容器入飲料を自動販売機で販売する事業者に対し、回収容器の設置とその適正管理に努めるよう求める。
- ・ターミナルや繁華街等で指定している「ノーポイモデルゾーン」内で活動している「まち美化パートナー」を支援する。
- ・市内各地域で実施されている清掃ボランティア活動に対し、清掃用具の交付や表彰を行うなど、ボランティア団体の定着と活性化を図ります。また、新たな担い手を発掘し、清掃ボランティアの新規拡充を図るため、まち美化パートナー制度や清掃用具交付制度の周知等を行い、広く市民・事業者の皆さんに清掃活動への協力を呼びかける。
- ・市民・事業者・行政の連携によるまちの美化を推進するため、市内各所を一斉に清掃するイベントとして「大阪マラソン“クリーン UP”作戦」を開催し、まちの美化を訴えるとともに、広く市民・事業者に清掃活動への協力を呼びかける。

### (イ) 観光客への啓発の強化

- ・観光客の増加が著しいエリアにおいて、ポイ捨てごみの散乱が大きな問題となっていることから、国内外からの観光客に対する啓発を強化する。
- ・地域や観光関連事業者とも連携しながら、地域の実情に即した環境美化の取組を推進する。

### (ウ) 路上喫煙対策

- ・「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、令和7（2025）年1月27日から、市内全域における路上喫煙を禁止している。市内全域における路上喫煙禁止の実効性を確保するために、喫煙者と非喫煙者が共存できる喫煙環境の整備のほか、啓発指導体制の強化、啓発表示や情報発信を着実に行うなど、区役所及び関係局と連携しながら取組を進める。

- ・市民・事業者団体の自主的な路上喫煙防止活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」事業を実施するとともに、喫煙マナーやモラル向上に向けた広報活動を実施し、路上喫煙対策の推進を図る。

(エ) はと、からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないことに起因する生活環境の悪化防止対策

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」に基づき、はと、からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないことに起因する生活環境の悪化を防止するための取組を実施する。

(オ) いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」対策について、「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づき、区役所が中心となって関係局と連携のうえ、物品等の堆積により不良な状態となっている建物等の居住者等に対して調査、指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを推進する。

ウ ごみ処理事業の一層の効率化と将来を見据えたごみ処理能力の確保

- ・家庭系ごみ収集輸送事業については、引き続き民間委託の拡大を推進するほか、環境事業センターの集約化など、市民サービスを維持しつつ財政負担を軽減し持続可能な運営体制の構築をめざす。
- ・ごみの焼却処理事業については、より効率的な運転管理体制を構築するとともに、将来にわたるごみ量の増減を見据え、将来にわたり、ごみの焼却能力を確保できるよう環境施設組合と緊密な連携を図る。

エ 3Rや適正処理の推進に係る検討・調査

- ・持続可能な循環型社会の形成に向け、容器包装リサイクル制度及び「プラスチック資源循環法」に基づくプラスチック使用製品廃棄物の再商品化の実施について、「拡大生産者責任」の考え方を踏まえ、市町村の役割の見直しなど、国等へ働きかける。
- ・事業系ごみの減量・リサイクルを促進するため、民間事業者による効率的な資源化を図られるよう、再生利用業指定制度等のさらなる活用について検討する。
- ・他都市におけるリサイクルルートの導入事例などを研究し、現行法との整合性や大阪市が導入するにあたっての実現可能性などを検証したうえで、新たなリサイクルの手法を検討する。
- ・施策効果等を検証するため、ごみの組成割合や排出状況等の基礎調査を実施する。

オ 国際協力の推進

- ・国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）と連携し、プラスチック資源循環など環境分野における大阪市の取組を世界に発信する。
- ・アジア諸都市等の3Rと適正処理の推進を支援するため、都市間協力を推進する。

6 収集運搬計画

(1) 収集量等

ア ごみ

(単位：t/年)

種別		収集主体	収集回数	収集方法	収集量	搬入先
家庭系ごみ	普通ごみ 注1	市(直営)	週2回	原則 各戸収集 注3	270,767 (1,466)	環境施設組合 の焼却工場
	資源ごみ	市(委託)	週1回		20,974	市の中継地
	プラスチック資源				18,521	市の中継施設 又は民間再商 品化施設
	古紙・衣類	市(直営又 は委託) 注2	週1回		18,239	民間資源化 施設
	粗大ごみ	市(委託)	申込の都度		17,304	環境施設組合 の焼却工場又 は破碎設備
	蛍光灯管・リチウム イオン電池等	市(直営)	申込の都度	原則 訪問回収 注3	33	民間資源化 施設
			随時	拠点回収		
	乾電池・水銀体温計・水 銀血圧計・水銀温度計・ インクカートリッジ・使 用済小型家電	市(直営)	随時	拠点回収 注4	306	民間資源化 施設
マタニティウェア等	市(直営)	随時	拠点回収 注5	12	展示提供又は 民間資源化 施設	
小計 (A)					345,805	
事業系ごみ	業者ごみ	許可業者	許可業者との 契約に基づく	許可業者との 契約に基づく	578,474	環境施設組合 の焼却工場又 は破碎設備
	資源ごみ 注6				1,104	環境施設組合の 焼却工場内のコ ンテナ又は市の 中継地
					96	環境施設組合の

	プラスチック資源 注6					焼却工場内のコンテナ又は市の中継施設
	持込ごみ 注7	排出者	申込の都度	排出者自らが運搬	8,827	環境施設組合の焼却工場又は破碎設備
小計 (B)					588,593	
環境系ごみ	道路清掃ごみ	市(委託又は直営)	一定の計画に基づき実施	—	1,609	環境施設組合の焼却工場又は破碎設備
	不法投棄ごみ 注8	市(直営)	必要に応じて実施		2,505	
	河川清掃ごみ	市(委託)	一定の計画に基づき実施		132	
小計 (C)					4,246	
計 〔総収集量(A+B+C)〕					938,644	

注1：( )は、真空式ごみ収集(委託)によるごみ量で内数。

注2：北区・都島区・西区・港区・大正区・淀川区・東淀川区・旭区・城東区・鶴見区・住之江区・住吉区・阿倍野区・西成区・福島区・此花区・西淀川区・天王寺区・東住吉区においては、民間委託により実施する。

注3：集合住宅等で保管施設を有する施設の収集や、収集車両が通行できない道路である等の状況により、上記以外の収集方法とすることがある。

注4：使用済小型家電については、宅配便による自宅回収も実施している。

注5：マタニティウェア等については、電話等の申し込みによる訪問回収も実施している。

注6：許可業者が収集運搬するアパート・マンションから排出される資源ごみ・プラスチック資源を示す。

注7：臨時ごみを含む。

注8：市民協力によるボランティア清掃ごみを含む。

## イ 犬・猫等の死体

(単位：t/年)

種別	収集主体	回数	収集量	搬入先
家庭で飼われていたペットの死体及び道路上のへい死動物	市(直営)	申込み又は通報の都度	36	民間処理施設

## (2) 市が計画収集するごみ及び排出方法等

### ア ごみを出すときは、次によること。

- (ア) 市の定める収集日・分別区分・排出方法等に基づき排出すること。
- (イ) 収集日当日、お住いの地域ごとに目安となるごみ収集時間帯(概ね2時間程度の幅)前までに排出すること。
- (ウ) 品目による特別な方法の指定がない限り、ごみ袋に入れて排出すること。また、ごみ袋については、「中身の見えるごみ袋」を使用すること。
- (エ) ごみ袋は、片手で持ち上げられる程度の重さにして、口をしっかり閉じること。

## イ 普通ごみ

台所ごみ、陶磁器等のほか、最大の辺又は径が 30 cm以内のもの、あるいは棒状で1 m以内のもので、分別収集対象品目以外のごみとする。

〔排出するときの注意〕

- (ア) 台所ごみは水分をよくきること。
- (イ) 食用油は、凝固剤等で固めるなどして排出すること。
- (ウ) 竹串・ガラスの破片・カミソリの刃等は、厚紙等に包んでから袋に入れ、袋に「キケン」と表示して排出すること。
- (エ) マッチ・花火・ライター等は、使いきり、火の気のあるものは完全に消してから排出すること。
- (オ) 紙おむつ等は、汚物を取り除き、臭気が漏れないようにポリ袋に入れてから、ごみ袋に入れて排出すること。
- (カ) 蛍光灯・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計・リチウムイオン電池などの小型充電式電池・モバイルバッテリー・小型充電式電池が取り外せない使用済小型家電・電子たばこは、「拠点回収」または「訪問回収」に排出すること。乾電池・使用済小型家電は、できる限り「拠点回収」に排出すること。
- (キ) 引越しに伴うごみや大掃除等で一時的に多量に出るごみは、「粗大ごみ」として排出すること。

## ウ 分別収集対象品目

### (ア) 資源ごみ

〔対象品目〕


#### A 空き缶

飲料水・食料品・日用品等の金属製の空き缶で一斗缶以下の大きさのもの。ただし、有害な薬品や塗料の入った缶を除く。

#### B 空きびん

飲料水・食料品・日用品等のガラス製の空きびんで、一升びん以下の大きさのもの。ただし、有害な薬品や塗料の入ったびんを除く。

#### C ペットボトル

しょうゆ・飲料用・酒類等のペットボトルでラベル等の部分に  の表示があるもの。

#### D 金属製の生活用品

なべ・灰皿・アルミ箔等の金属製の生活用品で直径又は最大の辺が 30 cm以下の大きさのもの。棒状のものは1 m以下のもの。ただし、ホーロー製品・包丁やはさみ、千枚通し等の鋭利なもの・鉄線や銅線等線状のもの・家電製品は除く。

〔排出するときの注意〕

- A 空き缶・空きびん・ペットボトルは、中身を出して、さっと水洗いしてから排出すること。
- B 空きびん・ペットボトルについているキャップは、外して排出すること。外したキャップは、プラスチック製のものは「プラスチック資源」に、金属製のものは「資源ごみ」に排出すること。
- C ペットボトルのラベルは、外して排出すること。外したラベルは、「プラスチック資源」に排出すること。


- D 空き缶・ペットボトルは、できるだけつぶして排出すること。
- E スプレー缶・カセットボンベ類は、必ず使いきり、穴をあけずに、他の対象品目とは別の袋に入れて排出すること。
- F 対象品目は、まとめて一つのごみ袋に入れて排出すること。（スプレー缶・カセットボンベ類は別の袋に入れて排出すること。
- G 対象品目以外のものを混入させないこと。

(イ) プラスチック資源

〔対象品目〕

最大の辺又は径が 30 cm以内のもの、あるいは棒状で1 m以内のもので以下のいずれかにあてはまるものとする。

A 容器包装プラスチック

商品を入れたり包んだりしているプラスチック製の容器や包装で、その商品を取り出したり使ったりして中身の商品と分離した後、不要となるもの。ただし、ペットボトルを除く。なお、容器包装プラスチックには  マークが表示されている。

B 製品プラスチック

100%プラスチック素材でできている製品

〔対象品目の例〕

A 容器包装プラスチック

ボトル・カップ・パック類、袋・ラップ・トレイ（皿型容器）類、チューブ類等のプラスチック製の容器や包装。

B 製品プラスチック

台所用品類（計量カップ・スプーン・フォーク）、風呂・洗面用品類（洗面器・くし・計量スプーン・歯ブラシ）、収納用品類（小物入れ・ファイルボックス・収納かご）、屋外用品類（じょうろ・ちりとり・植木鉢・スコップ・クマデ）、文房具、玩具類（クリアファイル・定規・虫かご・おもちゃ）など、100%プラスチック素材でできている製品。

〔排出するときの注意〕

- A 中身を使いきって、汚れのついたものはさっと水洗いしてから排出すること。
- B 中身や汚れが取れないものは、「普通ごみ」に排出すること。
- C ボトル類やチューブ類のキャップやふたは、外してから一緒に排出すること。
- D プラスチック資源に貼ってある紙製のラベルやシールは、簡単に取れるものは取ってから排出すること。簡単に取れないものはそのまま排出すること。
- E 対象品目以外のものを混入させないこと。
- F まな板、プラスチック板などの厚さが5 mmを超える硬質のプラスチック製品は、「普通ごみ」に排出すること。
- G ボールペンなどのプラスチック以外の素材がついているものは、「普通ごみ」に排出すること。なお、プラスチック以外のものを分離すれば「プラスチック資源」として排出できる。
- H ゴム、シリコン製品は、「普通ごみ」に排出すること。
- I ひも状のものは、「普通ごみ」に排出すること。なお、30 cm以下に切断した場合は、「プラスチック資源」として排出できる。

J シート状のものは、「普通ごみ」に排出すること。なお、最大の辺を 30 cm以下に切断した場合は、「プラスチック資源」として排出できる。

(ウ) 古紙・衣類

〔対象品目及び排出方法〕


A 新聞・折込チラシ

片手で持ち上げられる程度の量までを4つ折りし、ひもで束ねて排出すること。又は、新聞販売店で配布されている透明もしくは半透明の新聞回収袋で排出すること。

B 段ボール

粘着テープ・カーボン紙（宅配伝票等）をはがし、折りたたんで10枚程度までをひもで束ねて排出すること。簡単に取れない金属製の留め具はそのまま排出すること。ただし、アルミコーティングやワックス加工された段ボールは除く。

C 紙パック

マークのあるものを、水洗いして、切り開き、乾燥させてから、ひもで束ねるか、ごみ袋に入れて排出すること。ただし、内側がアルミコーティングされた紙パックは除く。

D 雑誌

週刊誌・専門誌・漫画本・単行本・カタログ・教科書・パンフレット・辞典等で、付録やビニール製・布製の表紙等紙以外の部分を取り除き、片手で持ち上げられる程度の量までを、ひもで束ねて排出すること。雑誌をとじている留め具はそのまま排出すること。

E その他の紙

紙箱・紙袋・包装紙・ダイレクトメール・コピー用紙・メモ用紙・封筒・はがき等を、ひもで束ねるか、ごみ袋に入れて排出すること。シュレッダーした紙は別のごみ袋に入れて排出すること。ただし、製紙原料として再生できない次の対象外のものは除く。

【対象外のもの】

- (A) 油や食べ物の残りかすが付着した紙
- (B) 紙おむつ
- (C) ティッシュペーパー等の衛生紙
- (D) 防水加工された紙
- (E) においのついた紙（洗剤や線香の紙箱、石鹸の包装紙等）
- (F) 圧着はがき
- (G) 写真、写真プリント用紙
- (H) カーボン紙、ノンカーボン紙（宅配伝票等）
- (I) 感熱紙（ファックス用紙、レシート等）
- (J) 銀紙
- (K) 捺染紙（アイロンプリント紙等）
- (L) 感熱発泡紙（点字等に使用する加熱すると盛り上がる紙）

F 衣類

ジャケット・シャツ・ズボン・セーター・スカート・ジーンズ・コート等を、洗濯し、乾かしてから袋に入れ、雨等で衣類がぬれないよう袋の口をしっかりと閉じて排出すること。ただし、次の衣類を除く。

【対象外のもの】

- (A) 作業服
- (B) 革製衣類
- (C) ビニール製のもの
- (D) ダウンジャケット
- (E) 綿（わた）入りのもの
- (F) 衣類以外のもの（タオル・シーツ・カーテン等）

〔排出するときの注意〕

- A 対象品目以外のものを混入させないこと。
- B 引越しに伴うごみや大掃除等で一時的に多量に出る古紙・衣類は、「粗大 ごみ」では収集しないことから、再生資源事業者に収集を依頼すること。
- C 対象外のものは「普通ごみ」に排出すること。また、汚れたものについては、品目に関わらず対象外のため「普通ごみ」に排出すること。

(エ) 粗大ごみ

家庭の日常生活から排出されるごみで、最大の辺又は径が 30cm を超えるもの、あるいは棒状で 1 m を超えるもの、また、家庭の引越しや大掃除等で一時的に大量に出されるごみとする。

〔排出方法〕

- A 排出にあたっては、粗大ごみ収集受付センター（以下「受付センター」という。）等にインターネットや電話等で申し込み、品目ごとに必要な粗大ごみ処理手数料、受付番号、収集日、排出場所を確認すること。
- B 粗大ごみ処理手数料は、粗大ごみ処理手数料券（以下「手数料券」という。）を取扱店で購入又はキャッシュレス決済（インターネット受付のみ）により支払うこと。
- C 手数料券（シール）を購入した場合は、手数料券に受付番号又は氏名を記入し、1 品目ごとによく見えるところに貼り付けること。キャッシュレス決済により支払いを行った場合は、受付番号又は氏名を粗大ごみに明示すること。
- D 収集日の午前 8 時 30 分までに、指定した場所に排出すること。
- E 手数料券を購入した場合は、収集が終わるまで、手数料券の「購入者控（領収書）」を保管すること。

〔排出するときの注意〕

- A 寝具類等は、かさばらないようにひも等でくくって排出すること。
- B 石油ストーブは、灯油と電池を抜き取ってから排出すること。
- C 受付センターから指示がある品目は、あらかじめ解体してから排出すること。
- D 最大の辺又は径が 30cm を超えるもの、あるいは棒状で 1 m を超えるものについては、ごみ袋に入れず排出すること。
- E パソコンについては、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の趣旨に則り、メーカー等に引渡すこと。

【対象外のもの】

- (A) 事業活動に伴って排出されるもの
- (B) 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が定めるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機

(オ) 蛍光灯

家庭から排出される蛍光灯管（水銀使用廃製品）。

（拠点回収による収集も実施している）

【対象外のもの】

電球・グロー球・LEDは、水銀が封入されていないため「普通ごみ」に排出すること。

〔排出方法〕

A 破損防止のため、紙箱や紙筒に入れるか新聞紙等で包み、蛍光灯管だけを中身の見えるごみ袋に入れて排出すること。

B 蛍光灯管が割れてしまっている場合は、厚紙等に包んで「キケン」と表示してから訪問回収に申し込むこと。

(カ) リチウムイオン電池等

家庭から排出される小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池（小型充電式電池が本体から取り外せない、最大の辺又は径が30cm内のもの、あるいは棒状で1m以内のものを含む））、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、電子たばこ等（拠点回収による収集も実施している）。

〔排出方法〕

A 金属端子部（プラス極とマイナス極）及びリード線を覆うようにビニールテープを貼り、絶縁したうえ中身の見えるごみ袋に入れ排出すること。

B 膨張・変形したものは、環境事業センター職員に直接渡すこと。

エ 拠点回収及び訪問回収により市が収集するもの

次のものについては、公共施設等に回収拠点を設置して回収を行い、（イ）のうち蛍光灯及び（オ）及び（キ）は、電話等申込により本市職員が家庭まで訪問回収も行う。

(ア) 乾電池

アルカリ・マンガンの筒型乾電池とする。ボタン電池・充電式電池は除く。

(イ) 蛍光灯・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計

直管蛍光灯管・環型蛍光灯管・ボール型蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計とする。電球・グロー球・LED・デジタル体温計・デジタル血圧計・デジタル温度計は除く。

破損防止のため、紙箱や紙筒に入れるか、新聞紙等に包んで排出する。

(ウ) インクカートリッジ

家庭用インクジェットプリンター用のインクカートリッジとする。

(エ) 使用済小型家電

回収ボックスの投入口（15 cm×30 cm）に入る使用済小型家電で次の品目のものとする。携帯電話端末・パソコン（タブレット型端末含む）・電話機、ファクシミリ・ラジオ・デジタルカメラ・ビデオカメラ・ポータブルDVDプレーヤー等映像用機器・ポータブル音楽プレーヤー・ICレコーダー、ヘッドホン及びイヤホン等音響機器・各種メモリ（ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード）・電子書籍端末・電子辞書・電卓・電子血圧計・電子体温計・ヘアドライヤー・電子かみそり等理容用機器・懐中電灯・時計・ゲーム機・携帯ゲーム機・カーナビ・カーオーディオ等車載機器・小型扇風機・これらの付属品（リモコン、ACアダプタ、ケーブル、充電器等）電池は外していただき、本体に内蔵され取り外せない小型充電式電池は、本体ごと回

取ボックスに入れる。

- (オ) マタニティウェア・ベビー服・子ども服  
洗濯をして乾かしたものとする。汚れによりリユースに向かないものは除く。  
(環境事業センターへの持込みまたは訪問回収)
- (カ) 絵本  
概ね幼児期から小学校入学程度までの児童向けの絵本とする。音や光の出る絵本・シール絵本・仕掛け絵本・漫画・図鑑・破れや落書き等がある絵本・個人情報等の記載がある絵本は除く。
- (キ) リチウムイオン電池等  
小型充電式電池（リチウムイオン電池、ニカド電池、ニッケル水素電池）・モバイルバッテリー・加熱式たばこ・電子たばこ等

#### オ 真空式ごみ収集方式により収集運搬するもの

所定の方法による

#### (3) 事業系ごみの収集運搬

「許可業者」は、事業系一般廃棄物の収集運搬並びに一部の家庭系ごみの収集運搬を行う。なお、許可業者収集に排出するごみ袋については、「中身の見えるごみ袋」の使用を指定する。また、排出者の意向により、少量排出事業者から排出されるものは、大阪市が収集運搬することがある。

#### (4) ごみの排出者自らによる処理施設への搬入

##### ア 搬入方法

ごみの排出者自ら環境施設組合の処理施設にごみを持ち込む場合は、持ち込みを希望する日の前日までに、当該ごみを排出する場所の区を担当する環境施設組合の処理施設に持ち込みの予約を行ったうえで、「廃棄物自己搬入事務取扱要項」及び「環境施設組合処理施設の受入基準」の定めに従って搬入を行う。なお、破碎対象物については、環境施設組合舞洲工場破碎設備に搬入を行う。

[搬入するときの注意]

- (ア) 持ち込みは1日1回1台（4トン車までに限る）とし、ダンプ車以外の車両で持ち込む場合は、2人以上で持ち込むこと。また、ごみの飛散・落下防止のため、シートをかぶせる等して持ち込むこと。
- (イ) 此花区及び福島区以外の区から環境施設組合舞洲工場破碎設備へ搬入する際は、阪神高速道路湾岸線の通行に協力すること。
- (ウ) 環境施設組合舞洲工場破碎設備へ持ち込む場合は、可燃性ごみと不燃性ごみは分別して、別々の日に持ち込むこと（混載して一度に持ち込むことはできない）。

#### イ ごみの発生区ごとの搬入処理施設及び受入時間

ごみの種別	ごみの発生区	環境施設組合 処理施設名称	受入時間
-------	--------	------------------	------

焼却対象物	北区・西区・港区・西淀川区・淀川区・中央区	西淀工場	9時～11時 13時～15時
	(他工場の状況により持ち込みを指定する場合がある)	八尾工場	
	福島区・此花区	舞洲工場	
	天王寺区・生野区・阿倍野区・東住吉区・平野区・東成区	平野工場	
	都島区・東淀川区・旭区・城東区・鶴見区	東淀工場	
	浪速区・大正区・西成区・住吉区・住之江区	住之江工場	
破碎対象物	全ての区	舞洲工場破碎設備	

(5) 環境美化清掃

ア 道路清掃

- (ア) 主要幹線道路の車道は、汚れ度合により、市（委託）が路面清掃車等による機械清掃を行う。

清掃対象	清掃回数	清掃距離
御堂筋本線	週2回	4 km
主要幹線道路	週1回	92 km
	1回／2週	474 km
	月1回	60 km
合計		630 km
分離帯側	年3回	630 kmのうち 230 km

- (イ) 歩道植樹帯及び分離帯は、市（委託）が除草し清掃を行う。

清掃対象	清掃回数	清掃範囲
歩道植樹帯等	年12回	445,056 m <sup>2</sup>
分離帯	年12回	183,956 m <sup>2</sup>
合計		629,012 m <sup>2</sup>

- (ウ) 歩道橋及び橋の歩道等の市民協力の困難な場所は、市（直営）が手掃きによる清掃を行う。
- (エ) 散乱ごみは、市（直営）が環境整備業務の一環としてパトロールを行いながら、随時

清掃を実施し、収集する。

#### イ 不法投棄ごみの収集

市（直営）が市内を巡回し、不法投棄ごみを発見次第適正に処理するとともに、市民のボランティア清掃により集められたごみを収集する。

#### ウ 不法投棄防止対策

不法投棄防止看板の設置、市民への協力依頼等、不法投棄されにくい環境づくりに努めるとともに、土地管理者の管理義務を履行するよう指導する。

また、あいりん地域における特に不法投棄が多発する場所を対象に、人感センサー付照明灯や監視カメラを設置し、環境改善に取り組む。

さらに、市民のモラル向上を喚起するため、広報活動を行う。

#### エ 河川の水面清掃

市管理河川等を対象に、市（委託）により水面に浮遊するごみを収集する。

#### (6) 犬・猫等の死体の収集

家庭で飼われていたペットの死体については市民からの電話申し込みの都度、また、道路上のへい死動物については通報の都度、それぞれ市（直営）が収集する。なお、実験動物の死体等については、許可業者が収集する。

### 7 処理処分計画

#### (1) 焼却処理

3Rを推進したうえで、なお排出されるごみは、環境施設組合において、可燃性ごみは全量焼却し、粗大ごみは破碎処理後、金属回収を行うとともに、残渣については焼却処理する。資源ごみ及びプラスチック資源については、市（委託）が選別・異物除去等を経て資源化を行い、残渣については環境施設組合が焼却処理する。

また、犬・猫等の死体は、民間施設において市（委託）が焼却処理する。

#### (2) 資源化

##### ア 破碎設備

粗大ごみは、環境施設組合が破碎処理後、金属を回収し資源化を行う。

##### イ 資源ごみ中継地

資源ごみ中継地に運ばれた資源ごみを、市（委託）により民間選別施設にて選別、圧縮・減容し、再資源化事業者に引き渡すことにより資源化を行う。

##### ウ プラスチック資源中継施設

プラスチック資源中継施設に運ばれたプラスチック資源を、市（委託）により民間施設にて異物除去を行ったうえで圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡す、または認定再商品化計画に基づいて再商品化事業者に引き渡すことにより資源化を行う。

## エ 民間資源化施設

### (ア) 古紙・衣類

古紙・衣類は、収集したものを直接、再資源化事業者へ引き渡すことにより資源化を行う。

### (イ) 拠点回収

A 乾電池・蛍光灯管・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計・リチウムイオン電池及びリユースに向かないマタニティウェア等については、再資源化事業者へ引き渡すことにより資源化を行う。

B インクカートリッジは、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」へ引き渡すことにより資源化を行う。

C 使用済小型家電は、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」に基づく国の認定事業者へ引き渡すことにより資源化を行う。

## (3) 中間処理の内訳及び処理量

### ア ごみ

#### (ア) 焼却工場（焼却処理）

（単位：t／年）

種別	直接搬入量	破碎設備・中継地・中継施設からの搬入量	計
家庭系ごみ	283,607	9,253	292,860
事業系ごみ	582,743	4,677	587,420
環境系ごみ	4,209	37	4,246
計	870,559	13,967	884,526

※ 八尾市等のごみは除く。

#### (イ) 破碎設備（資源化）

（単位：t／年）

種別	搬入量	金属回収量	焼却量
家庭系ごみ	9,151	1,643	7,508
事業系ごみ			
環境系ごみ			

#### (ウ) 民間資源化施設（資源化）

（単位：t／年）

種別	搬入量	資源化量	焼却量
家庭系ごみ	58,934	52,475	6,459
事業系ごみ			

※ 資源化量の内訳（資源ごみ 16,806 t／年、プラスチック資源 15,936 t／年、古紙 16,224 t／年、衣類 2,015 t／年、乾電池・水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計 135 t／年、蛍光灯管 28 t／年、インクカートリッジ 5 t／年、マタニティウェア等 12 t／年、使用済小型家電・リチウムイオン電池等 171 t／年）

## イ 犬・猫等の死体

### 民間処理施設（焼却処理）

（単位：t／年）

種別	搬入量

(4) 最終処分計画

ア 最終処分

焼却残さいは、環境施設組合が北港処分地又は大阪湾広域臨海環境整備センター大阪湾広域処理場で埋立処分を行う。

イ 埋立処分総量

(単位：t/年)

種別		埋立量
ごみ埋立処分総量(焼却残さい量)		148,500
内	北港処分地(夢洲1区)埋立量	47,200
訳	大阪湾広域臨海環境整備センター大阪沖埋立処分場埋立量	101,400

※ 上記のごみ埋立処分総量には、八尾市等のごみを含む。

ウ 北港処分地の延命化

焼却残さいの一部について大阪湾広域臨海環境整備センターの大阪湾広域処理場で埋立処分を行う等、環境施設組合と連携して北港処分地の延命化を図る。

エ 新たな最終処分場の確保

北港処分地以降の最終処分場の確保に向け、「大阪湾フェニックス計画」の円滑な推進が図れるよう関係先との調整等取組を進める。

## (5) 施設一覧

### ア 環境事業センター

名称	担当行政区	所在地
東北環境事業センター	北区・都島区・淀川区・東淀川区	東淀川区上新庄 1-2-20
城北環境事業センター	旭区・城東区・鶴見区	鶴見区焼野 2-11-1
西北環境事業センター	福島区・此花区・西淀川区	西淀川区大和田 2-5-66
中部環境事業センター	天王寺区・東住吉区	東住吉区杭全 1-6-28
中部環境事業センター出張所	中央区・浪速区	浪速区塩草 2-1-1
西部環境事業センター	西区・港区・大正区	大正区小林西 1-20-29
東部環境事業センター	東成区・生野区	生野区巽中 1-1-4
西南環境事業センター	住之江区・住吉区	住之江区泉 1-1-111
南部環境事業センター	阿倍野区・西成区	西成区南津守 5-5-26
東南環境事業センター	平野区	平野区瓜破南 1-3-40

### イ 焼却工場（環境施設組合が所管）

名称 所在地	規模	処理 能力	竣工年度	余熱利用
西淀工場 西淀川区大和田 2-5-68	300t/日 ×2基	600 t/日	平成6	発電（14,500kW）：エルモ西淀川ほか近隣施設に送電・蒸気供給
八尾工場 八尾市上尾町 7-1	300t/日 ×2基	600 t/日	平成6	発電（12,800kW）：八尾市立衛生処理場に送電・八尾市立屋内プールに蒸気供給
舞洲工場 此花区北港白津 1-2-48	450t/日 ×2基	900 t/日	平成13	発電（32,000kW）：舞洲スラッジセンターに蒸気供給
平野工場 平野区瓜破南 1-3-14	450t/日 ×2基	900 t/日	平成14	発電（27,400kW）：近隣施設に送電
東淀工場 東淀川区南江口 3-16-6	200t/日 ×2基	400 t/日	平成21	発電（10,000kW）
住之江工場 住之江区北加賀屋 4-1-26	200t/日 ×2基	400 t/日	令和4	発電（11,300kW）

※ 上記施設のほかに鶴見工場が建替えのため休止中。

### ウ 破碎設備（環境施設組合が所管）

名称	規模	竣工年度	備考
舞洲工場破碎設備	回転式 120t/5h 低速回転せん断式 50t/5h	平成13	舞洲工場内に設置

## エ 資源ごみ中継地

名称	竣工年度	所在地
西北方面中継地	平成 6	西淀川区大和田 2-5-68 環境施設組合西淀工場敷地内
西南方面中継地	平成 6	大正区南恩加島 1-11-24 環境局もと大正工場敷地内
東南方面中継地	平成 6	平野区瓜破南 1-3-40 東南環境事業センター敷地内
東北方面中継地	平成 13	東淀川区南江口 3-16-6 環境施設組合東淀工場敷地内
鶴見中継地	令和 5	鶴見区焼野 3-2-37

## オ プラスチック資源中継施設

名称	竣工年度	所在地
西淀中継施設	平成 15	西淀川区大和田 2-5-68 環境施設組合西淀工場敷地内
平野中継施設	平成 17	平野区瓜破南 1-3-14 環境施設組合平野工場敷地内
東淀中継施設	平成 22	東淀川区南江口 3-16-6 環境施設組合東淀工場敷地内
鶴見中継施設	令和 5	鶴見区焼野 3-2-37

## カ 真空式ごみ中継施設

名称	導入年月	所在地
南港管路輸送センター	昭和 52 年 11 月	住之江区南港中 6-2-28

※ 空気輸送方式は平成 31 年 3 月末に廃止、真空式ごみ収集の中継施設として使用。

## キ 最終処分場

### (ア) 埋立処分場

名称	規模	埋立開始年月	位置	埋立期限
北港処分地 (夢洲 1 区)	(面積) 731,000 m <sup>2</sup> (埋立容量) 11,690,000 m <sup>3</sup>	昭和 60 年 6 月	此花区夢洲東 1 丁目地先	令和 49 年 11 月
大阪湾広域臨海 環境整備センター 大阪沖埋立処分場	(面積) 950,000 m <sup>2</sup> (埋立容量) 14,000,000 m <sup>3</sup>	平成 21 年 10 月	此花区北港緑 地地先	令和 15 年 3 月

※ 規模欄は、当初計画における面積及び埋立容量を示す。

### (イ) 中継基地

名称	所在地
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地	西淀川区中島 2-10-100

## 8 適正処理対策

### (1) 排出禁止物

#### ア 排出禁止物の指定

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」第 18 条第 1 項に定める一般廃棄物を「排出禁止物」として指定する。

区分	品目の例示
有害性のある物	硫酸・硝酸等の劇薬、殺虫剤・消毒薬等の農薬等
危険性のある物	ガスボンベ、消火器、自動車用バッテリー等
引火性のある物	ガソリン、灯油、シンナー、廃油等
著しく悪臭を発する物	動物・魚等の残渣物、ふん尿等
特別管理一般廃棄物	エアコン・テレビ及び電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）使用部品、感染性廃棄物等
その他大阪市が行う一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは大阪市が搬入を行う処理施設における処分を著しく困難にし、又は当該処理施設の機能に支障が生ずる物	<p>《重量物》 自動車、オートバイ、ミニバイク、金庫（手提げ金庫を除く）、ピアノ等</p> <p>《動物の死体》 犬、猫及び実験動物等</p> <p>《その他》 廃ゴムタイヤ等（自動車用のものに限る）</p> <p>【前処理が必要な物】</p> <p>《大型物》 長さがおおむね 2m、厚さがおおむね 90cm を超えるもの</p> <p>《長尺物》 長さがおおむね 2m を超えるもの</p> <p>《液体物》 食用油、塗料</p> <p>《粉体物》 おが屑、セメント、土砂、がれき</p> <p>《鋭利物》 ガラス片、竹串、カミソリ</p> <p>《その他》 ・カセットボンベ類、スプレー缶 ・マッチ、花火、ライター ・石油ストーブ等の発火する恐れのある物</p>

#### イ 排出禁止物の処理

排出禁止物の処理については、次のとおり適正な処理を行うよう指導する。

区分	処理方法
----	------

有害性のある物	排出者が、メーカーや販売店等に引き取りを依頼し、専門の処理業者の処理を依頼する等により、適正な処理を行う。
危険性のある物	
引火性のある物	
著しく悪臭を発する物	排出者が、専門の処理業者の処理を依頼する等により、適正な処理を行う。
特別管理一般廃棄物	感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任の観点から、排出者が特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる処理業者に委託し処理を行う。
	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第1条第1号に掲げるものに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用する部品の処理は、事業者責任で行う。
	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条に規定するごみ処理施設*から生じるばいじんの処理は、環境施設組合が行う。
その他大阪市が行う一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは大阪市が搬入を行う処理施設における処分を著しく困難にし、又は、当該処理施設の機能に支障が生ずる物	<p>《重量物》 その物を取り扱っている販売店、製造業者等に引き取ってもらうか、専門処理業者に処理を委託する。</p> <p>《動物の死体》 犬、猫等のペットに限り有料制度を利用する。実験動物については排出者自ら処理する。</p> <p>《その他》 廃タイヤ取り扱い協力指定店に引き取ってもらう。</p> <p>【前処理が必要な物】</p> <p>《大型物》 長さ2m、厚さ90cm以下に切断する。</p> <p>《長尺物》 長さ2m以下に切断する。</p> <p>《液体物》 固形化又は紙、布等に吸着させる。</p> <p>《粉体物》 丈夫な袋、容器等に密閉する。</p> <p>《鋭利物》 厚紙等に包むか、丈夫な容器に入れ、内容物及び危険と表示する。</p> <p>《カセットボンベ類、スプレー缶》 穴をあけずに、必ず使いきる。</p> <p>《マッチ、花火、ライター》 使いきり、火気のあるものは完全に消す。</p> <p>《石油ストーブ等の発火する恐れのある物》 燃料、電池を取り除く。</p>

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」第1条に規定するごみ処理施設とは環境施設組合の焼却工場。

(2) **医療系廃棄物**

在宅医療に伴う注射器等の医療系廃棄物については、市民に対し耐貫通性のある容器に入れて治療を受けている医療機関に返却するよう啓発を行うことにより、医療機関による自主回収へ誘導する。

(3) **適正処理困難物**

法第6条の3第1項の規定により、適正処理困難物として指定された廃棄物については、適正処理の促進を図るよう関係業界との協議や国への要望を行う。

(4) **市域外ごみ及び産業廃棄物対策**

大阪市に処理責任のない市域外ごみ及び産業廃棄物については、環境施設組合の処理施設における搬入物検査に基づく収集業者等への指導や排出源調査を実施することにより、適正搬入対策を継続する。

(5) **特定家庭用機器廃棄物**

「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が定める特定家庭用機器廃棄物であるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の4品目については、小売業者による引取及び製造業者等によるリサイクルが義務付けられ、それに係る費用を排出者が負担することが定められていることから、大阪市では特定家庭用機器廃棄物を粗大ごみ収集の対象品目から除外する。

なお、小売業者に引取義務が生じない特定家庭用機器廃棄物についても、大阪市では収集を行わず、市民に対し、リサイクルルートへの適切な誘導を行うことで、適正処理を推進する。

(6) **水銀含有廃棄物**

「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に則り、拠点回収を行っている蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計・水銀温度計については、水銀の飛散・流出防止に留意し、民間資源化施設における水銀の適正処理及び再資源化を推進する。

(7) **フロン含有廃棄物**

冷媒としてフロンを使用・含有している家電製品（除湿機、冷風機、冷水機、製氷機、ウォーターサーバー等の一部）や一般家庭で使用されていた「業務用エアコン」「業務用冷凍冷蔵機器」については、大阪市では収集を行わず、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に基づき適正処理を推進する。

## 第2 し尿等

### 1 計画地域

大阪市全域

### 2 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 3 し尿等の計画処理量

※し尿等とは、くみ取るべきし尿及びし尿浄化槽等から発生する汚泥をいう。

(単位：kl/年)

種別	排出量
し尿（仮設便所及び多量排出事業所 <sup>※1</sup> から排出されるし尿を除く）	95
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	2,857
浄化槽等汚泥 <sup>※2</sup>	6,313
計	9,265

※1 多量排出事業所とは、排出月量500リットル以上の事業所をいう。

※2 浄化槽等汚泥には、し尿を含む建築物地下排水槽（ビルピット）清掃汚泥及びディスポーザ汚泥を含む。

### 4 収集・処理主体

種別	収集運搬	処理
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	市（委託）	市（直営）
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	市長が許可した業者 （以下「許可業者」という。）	
浄化槽等汚泥		

### 5 処理計画

#### (1) 収集運搬量

(単位：kl/年)

種別	収集量	収集運搬方法及び回数	搬入先
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	95	市（委託）が概ね月2回収集運搬する。	中浜流注場
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	2,857	許可業者が必要に応じてその都度収集運搬する。	
浄化槽等汚泥	6,313		
計	9,265		

## (2) 最終処理

### ア 方法

流注場に搬入されたし尿等は、脱臭等前処理をした後、下水処理場消化槽へ圧送して処分する。

### イ 搬入処理総量 (単位：kl/年)

種別	処理量
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿を除く）	2,952
し尿（仮設便所及び多量排出事業所から排出されるし尿）	
浄化槽等汚泥	6,313
計	9,265

### ウ 処理施設の概要 (単位：kl/日)

施設名	所在地（面積）	規模
中浜流注場	城東区中浜1丁目1番1号 中浜下水処理場内（439 m <sup>2</sup> ）	80